

平成17年5月16日（月）

## 企業会計審議会

### 第6回監査部会会議録

於 金融庁特別会議室

（中央合同庁舎第4号館11階）

金融庁総務企画局市場課企業開示参事官室

午前 10時00分 開会

○山浦部会長 定刻になりましたので、これより第6回の監査部会を開催いたしたいと思いません。

皆様、ご多忙のところ、また早朝からご参集頂きまして心よりお礼申し上げます。なお、本日の部会も企業会計審議会の議事規則に則りまして公開することとしたいと存じますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、公開とさせていただきます。よろしくお願いたします。

そこで、議事に入ります。前回までの部会では、品質管理あるいはビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチなど監査基準に盛り込んでいくべき事柄につきまして皆様からご意見を頂戴してまいりました。これを踏まえまして、本日以降の部会では具体的な監査基準の改訂案についてご議論を頂きたいと存じます。

まず本日は、第3回までの部会で中心にご議論頂きました品質管理に関しまして、事務局で当該部分の監査基準の具体的な改訂案を整理してもらいましたので説明してもらい、これに基づきましてご審議を頂きたいと存じます。

それでは事務局、よろしくお願いたします。

○野村企業会計調整官 それでは、事務局の方から監査の品質管理に関する監査基準の改訂案についてご説明させていただきます。

お手元に資料の1から3までお配りさせて頂いております。それから、一番下に第3回の資料1を黒い表紙の中にも綴り込んでございますけれども、参考としてお配りをさせて頂いております。これらに基づきましてご説明させて頂きたいと思えます。

まず、資料1と資料2をご覧頂きたいと思えますが、まず資料1の「監査基準の体系(案)」についてご説明させていただきます。

上の方から、真ん中あたりまで矢印が出ているのですが、そこらから上に記載してありますのが現行の監査基準の体系でございまして、「第一 監査の目的」、「第二 一般基準」、「第三 実施基準」、「第四 報告基準」が現行の監査基準の体系でございまして。現行のすべての基準につきましては、横長の表資料になっております。2の左のボックスでございまして。こちらに現行の監査基準が掲載しているところがございます。

本日、改訂案をご説明させていただきます品質管理に関しましては、現行の監査基準におきましても規定がございまして、横長の資料の1ページをめくって頂きまして2ページ目でございます。この一般基準の5ないし6におきまして品質管理に関する規定があるところがございます。

て、主に、第3回までの部会でご審議を頂きました、品質管理に関しての論点等を監査基準の改訂に反映させる場合に、この一般基準ですとか他の監査基準の修正するという事も考えられるわけですが、第3回までにご議論を頂きましたとおり、国際的な動向、かつ監査の品質管理がこれまで以上に重要になってきておりますことなどを踏まえ、監査基準を改訂すべき項目が多岐にわたるといっても考えられますことから、資料1の矢印で書かせて頂いております「監査に関する品質管理の実施に係る具体的な基準を一体的に整備」させて頂いてはどうかということで整理をさせて頂いているところでございます。

もとより、品質管理に関する基準とは申しまして監査の質に関するものでございますので、上記の監査基準と一体となって適用されるべきものであるというふうにご考えているところでございます。

その一体に整備するときに括弧の中にも書かせて頂いておりますが、「どのような位置づけにするのが適当か」ということでございます。記載はしてございませんが、位置づけとは、おおむね次の3つぐらいが考えられるのではないかとというふうに事務局では考えているところでございます。

1つ目は、監査の質の管理に係る基準、言いかえますと「監査に関する品質管理基準」というような形で位置づけてはどうかといったような考え方が1つ。

2つ目の考え方は、現行の監査基準が第一、第二、第三、第四という形になってございますので、この下の新たに一体として整備するものにつきましては第五という形で位置づけてはどうかというのが第2の考え方。

それから、3つ目の考え方といたしましては、上記の一から四までの、いわば注解みたいな形で位置づけてはどうかといったような3つの考え方が位置づけとしては考えられるのではないかとというふうに考えているところでございます。

この位置づけにつきましては、これからご説明申し上げます具体的な改訂案をご審議頂いた後に、ご意見を賜ればと思います。

次に、具体的な改訂の中身でございますが、上記にございます現行の一般基準、実施基準、報告基準についても一部改訂を行う必要があるのではないかとということで提示をさせて頂いている箇所がございます。

まず、資料の2の2ページ目でございます。先程ちょっと触れさせて頂きました現行の監査基準におきまして、一般基準として品質管理を規定している部分がございます、こちらについても改訂をする必要があるのではないかとというところでございます。

現行の一般基準6は、「監査人は監査を行うに当たって、指揮命令系統を明らかにし、補助者に対して適切な指示、指導、監督を行わなければならない」という点と、「また」書き以下でございますが、「監査人は、自らの組織としても」ということで、事務所組織としても「一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な管理の方針と手続を定めて、これに従って監査が実施されていることを確かめなければならない」とを規定しているところでございます。

改訂案といたしましては右側に記載してございますけれども、山を2つに分け、順番を入れかえまして、先に、必要な管理の「以下「品質管理」という」と置き換えをいたしまして6として置いてございます。

それから、7といたしまして、「品質管理の方針と手続に従い、指揮命令の系統及び職務の分担等を明らかにし、補助者に対する適切な指示、指導、監督を行わなければならない」ということを規定させて頂いております。先程ご説明申し上げました一体的に整備する品質管理の基準に、言わば、つなげる規定として置いてはどうかということでございます。

それから、6ページ目でございますが、実施基準の中の四ということで「他の監査人等の利用」という箇所がございます。このうち1のところでございますけれども、こちらにつきましても監査が適切な品質管理の基準に基づいて実施されていることを評価しということで、品質管理の適切性の評価を通じて他の監査人の実施した監査が適切に行われているかどうかを評価して他の監査人の監査の規定を利用する程度を決定しなければならないといった規定を入れさせて頂いているところでございます。

それから、1ページめくって頂きまして7ページの下でございますけれども、報告基準のうちの基本原則の5というところでございますが、一番下でございますが、現行の規定は、「監査人は、意見の表明に先立って、意見表明に関する審査を受けなければならない」という規定でございますが、改訂案といたしましては、この審査についても「品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない」といった規定を入れさせて頂いているところでございます。

現行の一般基準、それから実施基準、報告基準について、品質管理に関して改訂してはどうかという点につきましては以上の3点でございます。

それで、一体的に整備をしてはどうかということで整理をさせて頂いたものにつきましては、資料3をご覧頂きたいと思っております。

資料3で、「監査に関する品質管理の実施（素案）」と表題をつけさせて頂いているもので

ございます。

資料1 先程見て頂きました矢印の下が、今見て頂いております素案と対応する形になってございまして、資料1の矢印の下が項目示しているところでございます。

資料3の具体的な中身ですが、まず一が、品質管理のシステムの構築というのがございまして、(注)のところで用語の定義をさせて頂いております。注の1といたしまして、本素案における監査事務所及び監査実施者とは、監査基準における監査人をいうということで定義をさせて頂いております。この点につきまして、現行の監査基準におきましては監査人という言葉ですべて統一して使われておりまして、例えば事務所については「自らの組織としても」というような形で規定をしておりまして、その辺の取扱いが事務所としての規定なのか、それとも監査を実施する人の規定なのかというのが必ずしも明瞭でなかった部分があるという点もございました。したがって、この品質管理の実施に係る部分の基準におきましては、そこを明確に区分をいたしまして、監査基準における監査人は品質管理に係る素案におきましては、監査事務所と監査実施者ということに分けて規定してはどうかということです。

(注)の2ですが、「監査事務所」につきましては、通常ですと監査法人が想定されるわけでございますけれども、監査の主体としては個人事務所もございまして個人事務所の品質管理のも重要でございますので、「監査事務所とは、個人事務所及び監査法人をいう」ということで定義させて頂いているところでございます。

それから、(注)の3の「監査実施者」でございまして、「監査を実施する責任者及びそれ以外の補助者」ということで分けているところでございまして、個々の監査を実施する主体としては責任者と補助者とで分けて、この素案におきましては定義をさせて頂いているところでございます。

今、申し上げました定義を前提といたしまして、一以下を読み上げさせて頂くとともに適宜補足をさせて頂きたいというふうに考えております。

基本的には一以下につきましても監査事務所に関する規定、それから監査実施者に関する規定ということで、それぞれ分けて規定しているところでございます。

まず、一の「品質管理のシステムの構築」でございまして、1といたしまして、監査事務所は監査の適切な質を確保するために、監査の受任から監査の計画、監査報告書の発行に至る品質管理のシステムを構築しなければならない。

2といたしまして、監査実施者は監査事務所が構築した品質管理のシステムに準拠して、監査を実施しなければならない。

次に、二でございますけれども、「品質管理のシステムの構成要素」こちらにつきましては実施者はありませんので監査事務所だけです。監査事務所は品質管理のシステムに品質管理の責務の所在、監査人の倫理及び独立性、監査の受任及び契約の継続、人事、監査の実施、監視及び監督に関する事項を含めなければならない。

それから、三でございますが、「監査の品質に関する責務」1といたしまして、監査事務所は品質管理のシステムに関する管理の方針及び手続を定め、監査事務所の最高責任者が品質管理のシステムの構築及び運用に、最終的な責務を負っていることを明らかにしなければならない。

2でございますが、監査実施の責任者は実施する監査の適切な質の確保に対して、責務を負わなければならない。

四の「倫理」でございますが、監査事務所は倫理に関する管理の方針及び手続を定め、監査事務所及び監査実施者に求められる倫理の遵守を図らなければならない。

2でございますが、監査実施の責任者は監査実施者が監査事務所の定める倫理に関する方針及び手続を遵守していることを確かめなければならない。

五、「独立性」でございます。1、監査事務所は独立性に関する管理の方針及び手続を定め、監査実施者において監査人としての独立した立場が適切に確保されるよう図らなければならない。

1ページめくって頂まして2でございますが、監査実施の責任者は、監査実施者が監査事務所の定める独立した立場の確保に関する方針及び手続を遵守していることを確かめなければならない。

六でございますが、「監査の受任及び契約の継続」1、監査事務所は監査の受任及び契約の継続に関する管理の方針及び手続を定め、受任のリスクを適切に評価するとともに、監査実施者の能力及び適性等を確保し、監査の受任及び契約の継続の是非を適切に判断しなければならない。

2でございますが、監査実施の責任者は監査事務所の定める方針及び手続に従って、監査の受任及び契約の継続が行われていること、並びにその結論が適切であることを確かめなければならない。

七でございますが、「人事」監査事務所は人事に関する管理の方針及び手続を定め、監査を実施するために必要な能力、適性及び倫理を備えた監査実施者を確保しなければならない。」この七の「人事」につきましては、八の「実施者の選任」のところとの違いといたしましては、

事務所としての方針及び手続ということでございます。

八でございますが、「監査実施者の選任」 1、監査事務所は監査実施者の選任に関する管理の方針及び手続を定め、企業の事業内容等に応じて監査を行うために必要な能力及び適性を保持し、かつ十分な時間を確保できる監査実施者を選任しなければならない。

2、監査実施の責任者は監査実施者が監査を行うために必要な能力及び適性を保持し、十分な時間を確保していることを確かめなければならない。この八につきましては、個々の監査業務についての監査実施者の選任規定でございます。

九でございますが、「監査の実施。」 1、「監査事務所は監査の実施に関する管理の方針及び手続を定め、監査の質を一定に保つとともに監査の実施を適切に監督しなければならない。

2、監査事務所は監査手続書等を整備するとともに、監査における判断の過程及び結果等を監査調書に適切に記録及び保存させなければならない。いわゆるマニュアル等を整備するとともに情報の蓄積に努めて頂きたいということでございます。

3でございますが、監査実施の責任者は監査事務所の定める方針及び手続に従って、監査の実施についての指示、監督及び監査調書の査閲を行わなければならない。

4、監査実施の責任者は監査報告書の発行前に、監査調書の査閲及び監査実施者間の意見交換を通して、十分かつ適切な監査証拠が入手されていることを確かめなければならない。

十の「相談」でございますが、1といたしまして、「監査事務所は判断が困難な事項又は見解が定まっていない事項を解決するために、必要な管理の方針及び手続を定め、必要に応じて監査実施者間又は監査事務所内外の適切な者との間で適切に相談がなされ、その結果に適切に対応されていることを確かめなければならない。

2、「監査実施の責任者は、判断が困難な事項又は見解が定まっていない事項を解決するために行った、監査実施者間又は監査実施者と監査事務所内外の適切な者との間の相談の結果について、監査事務所の定める方針及び手続に従って、適切に対応しなければならない。

十一の「意見の相違」 1、監査事務所は、監査実施者間及び監査実施者と品質管理審査の担当者等との間の意見の相違を解決するために、必要な管理の方針及び手続を定め、意見の相違に関して適切な解決がなされるよう図らなければならない。

2、監査実施の責任者は、監査実施者間及び監査実施者と品質管理審査の担当者等との間の意見の相違がある場合には、監査事務所の定める方針及び手続に従って、これを解決しなければならない。

ここにおきまして（注）でございますが、「品質管理審査とは、十分な経験及び正当な権限

を有する適格者が、監査実施者が行った重要な判断及び監査報告書における結論の適切性を、客観的に評価することをいう」定義させて頂いているところでございます。

十二でございますが、「品質管理審査」1、監査事務所は品質管理審査に関する管理の方針及び手続を定め、監査実施者によって行われた重要な判断及び監査報告書の結論が、リスクにおける評価に応じた適切な手続により客観的に評価されるとともに、その内容及び結論が監査調書として記録及び保存されるよう図らなければならない。

2、監査実施の責任者は、監査事務所の定める方針及び手続に従った品質管理審査が完了するまで監査報告書を発行してはならない。

十三の「監視及び監督」でございます。「監査事務所は監視及び監督に関する管理の方針及び手続を定め、品質管理のシステムが有効に運用され、かつ遵守されていることを確かめなければならない。」

2、「監査事務所は品質管理に関する監視及び監督の結果を評価し、監査事務所の最高責任者、監査実施の責任者等に、発見した品質管理の欠陥及び適切な改善事項を伝え、必要に応じて是正措置を講じなければならない。」

3、監査実施の責任者は監査事務所における監視及び監督の結果を検討し、指摘された欠陥が自己の監査報告書の結論に影響を与えていないこと、及び講じられた是正措置は欠陥を改善するのに適切であることを判断しなければならない。

十四の「不服と疑義の申立」 「監査事務所は不服と疑義の申し立てに関する管理の方針及び手続を定め、監査事務所内外からの監査に関する不服と疑義の申し立てに対して適切に対応しなければならない。この「監査事務所内外」といいますのは、事務局内の「業務担当者」ですとか関与先のクライアント、それからその他第三者ということが想定されているところでございます。

十五でございますが、「品質管理の記録」監査事務所は品質管理の記録に関する管理の方針及び手続を定め、品質管理のシステムが適切に構築及び運用されていることを明らかにするため、その内容を監査調書として記録及び保存するよう図らなければならない。

十六、「監査事務所の交代」監査事務所の交代に当たって、前任及び後任の監査事務所は監査の品質が損なわれることがないよう、監査上の重要な事項を適切に引き継がなければならない。」この点に関しましては、現行の監査基準におきましては前任者から後任者への引き継ぎというのは求められていないところでございまして、この点につきまして明確に前任者から後任者へ監査上の重要な事項を引き継いではどうかといったことを規定させて頂いているもので



ございます。

それから、十七の「共同監査」複数の監査事務所が共同して監査を実施する場合にあっても、それらの監査事務所及び監査実施者は本基準に準拠し、同一の品質管理の方針及び手続に従って監査が実施されていることを相互に確認しなければならない。この点につきましては少しわかりづらいかと思うのですが、例えば、AとBという方が、共同監査をしている場合には、A、Bそれぞれで品質管理の規定を持っているわけですが、Aの方はAの品質管理の見方で、Bがやった部分についてもチェックをしますし、BにつきましてもBがやった部分だけではなくて、Bの品質管理の規定に基づいてAのやった監査についても品質管理をチェックするといったような趣旨で、同一の品質管理の方針及び手続に従ってという規定にさせて頂いているところでございます。

それから最後でございますが、十八の「中間監査」中間監査を実施する監査事務所及び監査実施者においても、本基準に準拠しなければならないということでございまして、先程参考にお配りしましたが、第3回の部会の資料の1ということで品質管理に関しまして論点として考えられる項目と、国際的な基準が定められていますので、それとの整合性等々を勘案いたしまして事務局としての改訂案ということで整理をさせて頂いたものでございます。

以上、ご説明させて頂きました。

○山浦部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から説明のありました「品質管理の実施に係る具体的な基準の改訂案」に関しまして皆様からご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

本日、事務局の方で説明いたしました案につきましては、第3回までの議論の結果を踏まえ、また国際会計士連盟のISQC1あるいは国際監査基準225、このあたりも勘案した上でコア会議のメンバーによって連休返上で作業に当たって頂きました。まだ、若干積み残しているところがあるかもわかりませんが、ただいまご紹介いたしました案を素案として皆様に提示する次第でございます。

以下、順番にご審議頂いたと存じますが、審議の都合上、幾つかのグループに分けてご意見等を伺ってまいりたいと思います。具体的には、まず「監査に関する品質管理の実施（素案）」ですね、その一から三の部分。それから、次が四から八の部分ですね、「倫理から監査実施者の選任」の箇所ですね。それから3番目に、九から十二の部分、「業務の実施」から「品質管理審査」、それから続きまして十三から十八の部分、「監視及び監督」以降ですね。そして最後に、「監査に関する品質管理の実施」の、先程提案いたしました3つのこの体裁に

関する部分、そして「一般基準」、「実施基準」、「報告基準」に関する改訂の部分、この5つに分けさせて頂きたいと考えます。

それでは、最初に1番目の一から三、「品質管理システムの構築」、「品質管理のシステムの構成要素」、「監査の品質に関する責務」、この部分について皆さんご意見がございましたら伺いたいと存じます。

友永委員。

○友永委員 関連するので、「監査基準の改訂案」とかかってもよろしいでしょうか。

○山浦部会長 結構です。

○友永委員 「監査に関する品質管理の実施」のところと、それから監査基準のつながりのところですが、この一から三の部分で「監査事務所」という言葉と「監査実施者」という言葉で、それぞれの責任といいますか、品質管理における役割というのも明確にして頂いていると思うのです。監査基準の方の監査人という言葉がすべてを包含しているというところで、監査基準自体が、これは前回の改訂のときも議論をした上でこうなったわけですがけれども、監査基準の上で明確に「監査事務所」、それから「監査実施者」ということを品質管理に関する部分を明確に書き分けるということをご議論なさったのでしょうか。そこら辺ですね、私がやはり監査基準の上から明確にして頂かないと、このつながりが悪いのかなという気がしておりましたので、そこら辺の点、ちょっと教えて頂きたいと思います。

○山浦部会長 これは私の方からでよろしいですか。おっしゃるように、現行の監査基準を策定するに当たります特に品質管理の部分、そのほか幾つか関連するところがありますが、やはり監査人だけではどうも十分表現できないところがある。こういうことで、一般基準の特に現行基準の六のところ、「監査人」と「監査事務所」なり、また別の言い方なりを書き分けるかどうかということで随分と議論したわけでございます。その席には友永委員もご同席でありましたので問題意識については十分、我々理解しております。

今般のこの品質管理基準を入れるに当たります、実は先ほど最初に事務局の方からご紹介いたしました品質管理基準を別個にするのか、それから例えば第五として監査基準と一体化するか、それともあるいは仲介とするかという、こういう3つの選択肢の中でどれを選ぶかということで議論をしたわけでございます。

もし、第五といった形で一体化するとすれば、どうしてもこの監査事務所に相当する組織体を何らかの形で監査基準の中に明示しないとまずいのではないかと、こういう議論をしたわけですがけれども、あわせてバランスの問題で、この品質管理基準をこういう形で、国際基準等も

反映しながらまとめますと、やはりかなり分量が出てまいりまして、そういった意味で、どうも監査基準の中に一体化させるというのが少しバランス悪いなど。こういう議論をしていく中で、やはり我々の案としては監査基準の中に第五として一体化するというよりは別建ての基準として、あるいは前提としての基準というか、監査の基準であることは確かですけれども一体化した基準として位置づけられると、そういう考え方をとりますと、あえて監査基準の本体部分でこの監査人として明記して現行で事務所についても読み込んでいると、こういうことでありますので、あえてそこは書き分ける必要はないのかなという判断であったわけです。

これが、皆様のご意見でやはり入れた方がいいということであれば、特段ここにこだわるわけではないのですけれども、ただ1カ所ぽつと監査事務所というのが品質管理のところについてだけ出る、こういうのが少しバランス悪いなど、こういうことですね。

いかがでしょうか。岸田委員、どうぞ。

○岸田臨時委員 ちょっと関連して、言葉の問題ですけれども、最初の一の（注）のところで、監査事務所とは、「個人事務所及び監査法人をいう」と両方書いてあるのですけれども、これ文章読んでいきますと、全部これ法人のことですよ。つまり責任者と実施者と別個というか、この個人というのはどういう意味で使っていらっしゃるのですか。つまり、法人以外のものを全部個人というのか、それとも例えば一人でやっているような場合も含むのか、文章だけ読むと一人には読めるのですけれども。そうすると後のところへつながらないので、むしろ監査事務所は法人だけにしておいて、一番最後ぐらいに個人についても準用するというような書き方をした方がバランスというか、全体的にはいいのではないかというような気がするのですけれども。

○山浦部会長 おっしゃるところはあるのですけれども、実際、監査を行う主体、契約の主体というのは公認会計士法に基づいて設立された監査法人と、それから公認会計士自身が経営している事務所、それから公認会計士が数人集まって行う共同事務所と、ここに書いてあります事務所としての品質管理は特段監査法人だけを想定したものではなくて、少なくともその監査を実施するに当たっては、たとえ個人事務所であっても、ここにある品質管理の基準に沿った仕組みのもとで監査の体制を整え、そして監査を実施しなければならないと、こういう意味も込めているわけですね。したがって、個人事務所も準用するという言い方よりはもっと普遍的な形でこの監査事務所と。これをとにかくいずれも両方とも定義の中に含んで、今言ったような個人事務所については、もう少し積極的な品質管理の仕組みを取り入れた形で実施できる体制を整えてほしいと、こういったメッセージでもあると思いますけれども。

○岸田臨時委員 趣旨は全く何も異論ございませんけれども、言葉を読んでいますと、例えば三の監査の品質に関する責務というところで、やっぱり「責任者」というものと「実施者」があつて責任者が実施者を監督するわけですから、例えば個人というとな人に読めるのですけれども、複数の場合もいらっしゃるでしょうけれども、一人の場合に自分で自分を管理するというのはやっぱり筋としてはおかしいので、内容は全然問題ないのですけれども、言葉として少し内容が引っかかるのではないかと、そういう気がただけで、内容については全然問題ございません。

○山浦部会長 わかりました。要するに、個人という言葉にその意味が引っ張られてしまうという意味ですね。

○岸田臨時委員 ですから、監査法人または法人ではない事務所と書いておけばよろしいので、個人と書くとなつぱり読んだ人は一人ということをおぼつと思ひ浮かべますので、一人の場合だと自分で自分を監督するのはおかしいので、言葉だけですからどうでもいいのですけれども、失礼しました。

○山浦部会長 その件はもう一度検討させていただきます。

友永委員、どうぞ。

○友永委員 品質管理においては、組織ということは除外して考えられないのですよね。そういった意味で組織的な監査と昔から言っていたわけですが、監査基準自体は非常に個人ベースで書かれているというところの矛盾がここに出てきていると思うのですが。私としては、さっきおっしゃったように品質管理基準として独立させるにせよ、やはり監査基準との関連でもって読んでいくということが必要かなと思っております、特にこの監査人は自らの組織としてというところを理解して頂くのが非常に難しかったという、前の改訂のときもそういう問題もありました。この今の定義のように、監査人というところにみんな入っていくのだよという規定ですと、監査基準のそれぞれの規定のときはどうなのだということも、また明確になつてこないところがあるのではないかという気がいたしますので、私の意見としては監査基準の方も書き直して頂けたらなと、そういうふうには思っております。

○山浦部会長 加藤委員、どうぞ。

○加藤臨時委員 今回の友永さんの発言の件ですが、私もやはり監査基準の中に、こういう監査事務所とか監査実施者を監査人というというような形での結びつきをやはり強めた方がいいのではないかと思うのですね。というのは、具体的には、例えば今改訂案の方の資料2の2ページの右側の7に、「監査人は監査を行うに当たって云々」と、こうあるのですが、この最後の

方に「補助者に対して」というような言葉が出てくるのですね。ほかにも出ているかどうかまだ全部チェックしていませんからわかりませんが、今いただいている素案によると補助者というのは監査人の入るといようなたてつけになっていますよね。ですから、素案では「監査人とは」と受けておきながら、その素案の中に出てくる細目がいきなり監査基準にも出てきているということで、何か順不同ですので、ほかにもあるのかどうか知りませんが、やはり非常に重要なことですので、特に今回「監査実施者」と「監査事務所」とはっきり分けるというような規定の仕方をするとなると、やはり監査基準の中で明確にしておいた方がいいのではないかなという気が私もあります。

それから、ほかのこともよろしいですか。

○山浦部会長 どうぞ。

○加藤臨時委員 確認したいのですけれども、これは国際的な動向ということで I S A 220 とにと I S Q C 1、両方取り入れられているのですが、I S Q C 1 の場合は監査以外の保証業務も含んでいるということもあって全体的な組織図の中では上位に、いわゆる監査基準とは上位の方にあって全体をカバーする、保証業務以外のものもカバーするという位置づけになっているわけですが、今回の私どもの改正の検討の過程ではそういう位置づけはしないと。監査基準の中に監査事務所も全部入れてしまうという位置づけになっていますね。ということは、監査事務所といっても監査業務だけを対象にしているということで、今こういうたてつけになっていると思うのですが、将来、例えば内部統制に関する保証業務とか四半期に関するレビュー業務とか入ってきたときにはどうされるのか、監査はあくまでも監査としてこれを維持して、別途またそれらの品質管理基準というものを設けられるつもりなのか、ちょっと先の話なのですが、ただこの全体の枠組みのつくり方にも関係しますので、それをお聞きしたいということと、もう一つは少し細かいことになるのですが、この三の監査の品質に関する責務というところの算用数字の1については「監査事務所は云々」と書いてあって、2の方では「監査実施の責任者」ということになっているのですが、監査事務所というのは事務所としての品質管理のシステムに関する管理の方針及び手続を定めるということを全部どこでもそういう書き方をされていて、それは事務所として当然だと思うのです。それを守る人たち、監査実施者、監査実施の責任、例えば今の例で行きますと、この2番の監査実施の責任者はそういう事務所が定めた管理の方針、手続に従ってしかるべきことをやりなさいという位置づけになるはずだと思うのです。それで、ほかのところはそういう書き方しているところはかなりあるのですが、そうでないところも幾つかあるのですね。

例えば、今の2番ですと、監査実施の責任者は、実施する監査の適切な質の確保に対して責務を負わなければならないということは、この書きぶりからすると事務所が定めた方針、手続に関係なく自分が勝手にそういう責務を負うのだというふうに読めるのですが、ほかのところでは事務所が定めた方針、手続に従って云々と書いてあるのですね。そういう書き方をしているところと、していないところと両方ありますので、これは何か特別の意味があるのかどうか、その辺を少しお聞きしたいのですが。

○山浦部会長 ありがとうございます。

最初の部分だけ私の方でお答えいたしますけれども、枠組みとしては、要するに保証業務全般にかかわるISQC1と、それに対して監査業務にかかわるISA220と、こういった位置づけであるのですけれども、将来的には今、内部統制部会の方で議論しております内部統制評価報告書、それから中間監査もあります、それからこれはまだ明確ではないのですけれども四半期のレビューと、こういったものが出てくる。そういう可能性については我々随分議論いたしまして、それがゆえに最初の提案というか、私自身のまだ考えですけれども、別個の体系として置く必要があるだろうということが、1つの理由になっているのです。

それから、この資料3の最後のページを見て頂きたい、4ページです。4ページの十八で中間監査というのを置いております。もし、これが内部統制評価報告書とか、あるいはレビューとか、そういったものが出てきますと、恐らくこういう形で追加される形になるのであろうと、こういう構想を描いているわけですね。要は、会計士の保証業務全般について、この品質管理基準が将来的には適用されるような枠組みとして考えているということでありまして、これが第1点についてのご意見に対する私のお答えなのですけれども、第2点についてはちょっと事務局の方からお答え願います。

○野村企業会計調整官 漢数字の三の「監査の品質に関する責務」、これの算用数字の2については、事務所の定めた管理の方針及び手続に従ってということが書いていないということですが、ご指摘のとおりでございますけれども、ここについては「品質に関する責務」ということですので、当然のこととしてという変ですけれども、監査の適切な質の確保に関して責務を負っているということを明示したものでございまして、その管理の方針に当然則った形で責務を負っているということですのでございます。ですから、そこはあえて明示をしないでも方針とか、手続に従ってということも含めまして監査の品質に関して全般的な責務を負っているということを規定させて頂いているものでございます。

○山浦部会長 加藤委員、どうぞ。

○加藤臨時委員 その辺が、そういう書き方をしているところと、していないところとあるのですが、監査事務所で働く人たちですね、働く人たちというのはやはり事務所がどういう方針と手続を定めたかということに従ってやるというのは確かに当然といえば当然かもしれませんが、やはり基準である以上は、それに従うのだということを明確にした方がいいのではないかなと私はするのですけれども、今後のご検討をお願いします。

○山浦部会長 これは、全体をもう一回見直す中で、この整合性については加藤委員のご意見をもとにして見直してみます。

どなたか、八田委員。

○八田委員 恐らく加藤委員と全く同じ問題意識ですけれども、最初の大きい枠組みの所でのご質問ということで3つほどさせていただきます。全体的な書きぶりとして、すべての項目に関して「監査事務所は」という主語で始まる部分と「監査実施の責任者」という、言うならばファーム・レベルと個人のレベルの2つの視点でずっと書かれているのですね。一見読みやすいような気がするのですが、実は私どもこの部会でご説明頂いたIFACの方のISQC1というのは、これはオフィス、ファームの品質管理の話をしているわけであって、すべて主語はザ・ファーム・シュッドという形で来ている。ただ、それに対して私が質問したことが多分影響しているのだと思います。つまり、これまでのご説明の中で監査人というのは事務所レベルのことをいっているのですか、あるいは、個々人のレベルなのですかと申し上げたら、両方ですというようなお答えがあって、それで言うならば日本版にアレンジした素案が出てきていると思うのですね。そこに若干何か無理があるのではないかという気が一つするわけです。

できれば、冒頭事務局からのご説明でIFACの国際的な動向にも倣うということで、このISQC1、この流れを全面的に導入しているわけですので、まずこの比較表をつくって頂きたい。どこがどう違って、どこが日本版にアレンジしているのか。だいたい用語法も違うような理解で説明されているのではないかと思います。

ここからご質問ですが、例えば1つ、「品質管理システムの構成要素」、大体IFACの中身を準用しているようすけれども、この具体的な「倫理」とか、「独立性」とか、その項目というのはそれに関する管理の方針及び手続を定めるのではなくて、それらがちゃんと機能しているかどうかと、遵守しているかどうかということの合理的な保証が与えられているかどうかということの方針と手続を定めなさいと、こういう議論をしているわけであって、その大枠のものを定めろと言っているわけではないのですね。大枠のものは品質管理に関する、ここで言うならば漢数字の三番目、品質管理のシステムの構成要素の上に立つこのシステムに関する

管理の方針及び手続を定めると、ここで全部言い切っているわけですから、何も四、五、六で同じ文章、「何々に関する管理の方針及び手続」「何々に関する管理の方針及び手続」というのは、これは余り意味がないのではないかという点が、まず1点であります。

それから2つ目が、これは用語上の問題で、冒頭出てくる品質の管理に関する三番目、「責務」という用語、これ非常に難しい日本語で、原語を見ましたらリスポンシビリティになっているのですね。日本語の「責務」という用語の場合、リスポンシビリティなのかオブリゲーションなのか、あれは単なるジョブなのか、英語に直すとよくわからない。リスポンシビリティならきちんと責任でよろしいのではないかと思うのですが、なぜ責務という用語を使っているのか、それを2つ目に伺いたいということです。

それからもう一つは、先程の加藤委員と同じように「監査実施者」というところに「監査実施の責任者及び補助者」というのがあるという点です。ちょっと先走ってしまいますけれども、「倫理」のところで、2番目の個人のレベルの規定で「監査実施の責任者は、監査実施者が云々を確かめなければいけない」と。監査実施者には自分が入っているわけですね。自分が入っていて自分がやっているのを確かめなさいと。こういう何か小さいレベルものが大きいレベルの枠組みのものをチェックしろというような、何かこの辺の表現もよくわからないわけで、この3点について少し伺わせて頂きたいと思います。

○山浦部会長 まず第1点は、これは私の方からご説明します。大きな枠組みにかかわるところですので、この審議会で定める品質管理の基準というのは、これを受けて公認会計士協会の方でISQC1、それからISA220、これに準じた形で品質管理基準を定めるという形になると思うのですね。したがって、むしろ審議会としての品質管理に関する基準は、そういった実務ベースでの細かい基準をリードしていく、それを入れやすくするというか、その入れるための大きな枠組みをつくるという、こういった役割を持っていると思うのです。そのためにISQC1と、それからISAの監査基準としての品質管理、これをどのように書き分けるか、あるいはそれを一体化するか、そういった議論をしたわけで、その中でこの個人といいますか、監査実施者レベルで監査を実施する際の品質管理に関するISA220というのが、ISQC1と、いわば対応された形で規定されておまして、これをあえてこの2つの基準という形で入れるというのがかえって非常にわかりづらい。むしろ品質管理のシステムといいますか、このプロセスに対応した形で事務所レベルと個人の実施者レベルと、こういう形で併せた形で書いて、その上であと細かいISQC1とISA220に相当するものは公認会計士協会の方の実務指針でもって対応して頂こうと。いずれにしても、こちらの方がこちらのこういった一つ



の品質管理のプロセスの中で、ファーム・レベルとプラティクショナルなレベルでの基準を一体化させた方がわかりやすいだろうと、これが我々の判断であったわけです。それが第1点についての説明であります。

それから、比較表ということでありましたけれども、基本的にはお手元の方にあります I S Q C 1、それから I S A 220のいわゆるブラック・レタリングですね。そのこのいわば、何て言いますか、強調しているところというか、基本的な部分、ここを要するにベースにして日本の実情、それからこちらの審議会の皆様から頂いたこれまでの議論の中身も反映させた形で入れているわけで、そういった意味では必ずしもこの I S Q C 1、あるいは I S A 220の中身そのものというわけではないわけです。これがその第1点に対する私なりのお返事ですが、2点目の倫理とレスポンシビリティについては事務局からお願いします。

○野村企業会計調整官 2点目と3点目につきましては事務局の方からお答えさせて頂きたいと思っております。

まず、2点目の責務ということですが、こちらの素案を検討させて頂きましたときに、先ほど八田委員の方からお話ございましたが、こういった用語が適切かということについていろいろ検討させて頂いたのですが、先程お話ございましたレスポンシビリティとオブリゲーションの両方の意味を持たせてはどうかということで、いろいろ辞書とかも見てみたんですが、最終的に責任と義務ということで、責務という言葉が適切ではないかということで素案に入れてさせて頂いたところでございます。

それから、四の「倫理」のところでは監査実施者が監査責任、何と言いましょ、大きい方を見ているというふうにも読めるのではないかとご指摘でございますが、例えば2のところでございますけれども、ちょっと定義のところのご説明が悪かったのかもしれませんが、監査実施者といいますのは、監査責任者も含めた実際に個々の監査業務を実施する人ということでございます。監査実施者及び補助者とか監査責任者もすべてを含んだ概念でございます。その中で、例えば監査チームであれば、その責任者がその監査チーム内のそのほかの実施者を含めまして、実施者等が監査事務所の定める倫理に関する方針及び手続を遵守していることを確かめなければならないという観点で規定をさせて頂いているものでございます。

したがって、責任者がその所属するチームの倫理に関する規定等を守っているかどうかを確かめるということを求めているものでございます。

○山浦部会長 あえて追加しますと、八田委員もよく御存じのように、今はもう倫理にしても独立性にしても、要するに理念ではなくて既にルーティンの、手続としても理解してそれを管

理しなければならないという、そういった時代に来ておりまして、そういうことを考えますとむしろこういう書き込みの方がいいのではないかという、こういう判断でもあります。

いかがでしょうか。

○八田委員 先程の加藤委員と同じように、個人のレベルで書く場合には、事務所が定めたさまざまな倫理、品質管理、方針、手続、これに従わなければならないという規定がまずあって、そしてあえて言うならば、もう一つその事務所は事務所レベルで、それが遵守されるかどうかを確かめなければならないと。こういう二本構えの方が何となくわかりやすい気がするんですが、それがまとまっているので、ちょっと理解が苦しむということでもあります。

○山浦部会長 ご意見はわかりました。

友永委員。

○友永委員 今の八田先生のご質問の中ありました合理的保証の部分がちょっと私、今ご説明頂いたのかどうか理解できなかったのですが、特に事務所が品質管理システムを構築する際にどのようなものを構築するのかというところで、I S Q C 1の方では職業専門家としての基準及び法令等の要請を遵守し、その事務所または業務責任者によって適切な報告が発行されることに関して合理的な保証を提供するよというということで、一定の質といいますか、その内容を記載しているのですが、それに該当する部分がここは書いていらっしやらないので、あえて書いていらっしやらないのかなとも思うのですが、そこら辺ちょっとご説明頂きたいと思います。

○山浦部会長 ご指摘のとおり、合理的保証というのが国際監査保証審議会（I A A S B）の会議でもしばしば出てきまして、このリーズナブル・アシュアランスをもってこういった管理についても事務所なり監査人が責任を負うようにと、こういう書きぶりであります。個人的には非常にそういった意味でなじみというのか、よく多用するところでもありますけれども、どうも日本の制度環境の中に入れたときに監査基準の中にはこのリーズナブル・アシュアランスというのはある。それから、国際基準等でもあることはあるのですけれども、どうも落ち着いたかないといいますか、むしろ日本的な表現方法からすると、この合理的な保証というその趣旨はこういう形で入れた方が結果的には、実質的には確保されるのではないかという意図もあるのですね。

むしろ、これは素案ですので、リーズナブル・アシュアランスという言葉を使う必要があるという、もしかしたら将来的には国際基準との整合性という、あるいはコンバジェンスということを求められると、どうしてもキーワードとして出てくる可能性があります。そういった意味では先取りして、これを入れた方がいいとは思いますが、どうもやはり至るところ

にこれを入れるということについて、日本の文章として少し違和感があるのかなというのが大体の雰囲気なのですね。

ただ、この I A A S B の席でも実はリーズナブル・アシュアランスについて見直すべきではないかというのが、例えばこの前ロンドンで行われました国際監査基準の設定主体者会で、その場でもこのリーズナブル・アシュアランスについての概念的な枠組みをもっと明確にすべきだ。これを使うか使わないかも含めまして、こういった議論がやはりあるわけですね。これは、もしかしたらアングロサクソン流の表現でいいということかも知れませんが、なかなか世界的に各国の基準設定の主体者がこれに納得しているわけではないのですね。そういった議論もありまして、会計士協会の方でお使いになって頂くのはもちろん、これは結構だと思うのですが、この本基準のところに入れることについて、少し躊躇があったというのが事実です。

ただ、それを申しますと、今度は監査基準の目的のところを書いておきますので、ここの本体のところにかかわっていくわけですね。そうでありませうけれども、このリーズナブル・アシュアランスというのがこの監査基準でいう、この目的間のところという意味と同じ意味で使われているのかどうかというのを、少し I A A S B はいろいろなところに多用し、余りにもリーズナブル・アシュアランスで使い過ぎているのではないかという気もしております、そのあたり明確に使うというところまで判断に至っていないのですね。ちょっと現時点での私どもの理解なのではなけれども。

時間が刻々とまた過ぎて行きますので、続きまして黒川委員、どうぞ。

○黒川委員 ご協力いたします。全般的なことですが、まず非常にプリミティブなご質問ですが、この監査といった場合の想定する規模というのでしょうか、例えば我々は普通の上場会社の監査とか、あるいは大学で言えば総合大学の監査とかですね、それからどちらかというと任意監査ではなくて法令に基づく監査とか、こういうことを想定し、そしてそういう監査であれば監査人の方の体制も一人では当然無理なので、国際的な監査法人、あるいは中小であってもそれに相当する人材をそろえているところを想定するのですが、ここで監査といっているのはもっと小さい、本当に一人でもできるような、そういうようなものも想定している言葉なのかどうかということを確認をさせて頂きたいと思ひます。

もし、仮にそうだとすると、私、先ほどからこの監査事務所と実施者というような言葉遣いで言われているのを、一人で、個人で、監査事務所を持っていて、そうすると監査事務所の責任者イコール監査実施者でもあるわけで、そういうふうには読めないかなと、思っていたのです。

ね。そうすると、極端な例で、ある公認会計士の先生が、地場の何か任意に頼まれるような小規模な監査だけに絞っている人がいたとして、それで事務所もそれに相当するような体制を考えて明示をしておいて、それに基づいて実施者としてきちんとやり、他の公認会計士からレビューも受けておく。極端な話をすれば、そういうようなものも含めた素案なのかどうか、そこを確認させて頂きたいと思います。

○山浦部会長 私の方ばかりお答えするというのは余りよくないかもわかりませんが、ここでいう監査の規模は、基本的には公認会計士ないし監査法人が行う監査全部を指しておりまして、特段この大きな、例えば上場会社クラスの大規模な監査、それから個人企業に対する任意の監査とか、そういった区別はしておりません。ただ、おっしゃるように中小規模事務所の場合の監査、あるいは小規模な監査、これについての品質管理は、体制的にはこれはなかなか読みにくいというか、そういうご指摘の点があることは確かですね。

ただ、その場合、逆にいいますと責任問題という形からしますと、大規模な公開会社の監査といった場合と比べて、それ相応の責任問題の発言というのが出てくるのではないかという気がするのです。恐らく、この個人の事務所もこの品質管理基準に従って、何らかの形で体制を組まなければならないという、そういった意味でのメッセージ性というのは非常に強いと思いますし、それでもってやはり個人の事務所であっても基本的にはこの方針に従って、監査の規模にかかわらずやってもらうというのが、我々の本筋ではないかというふうに理解しております。

○黒川委員 もう少しよろしいですか。

○山浦部会長 どうぞ。

○黒川委員 よくわかりました。2つほど話があると思うのです。個人の事務所というのは、審議会が日本の方針というようなものも審議していると理解しておりますので、個人の事務所というのは、余り好ましくなく、監査業務をするに当たっては個人ではない、少なくとも共同事務所とか、あるいは監査法人という複数の人たちが構成しているところに向かっていくというのですかね、そういうことを方針として持っているのかどうか、そこをまず1点お聞きしたいと思います。

それから2番目には、普通、会計基準をつくる場合には大きな会社を想定してつくっているわけですが、小さな会社も沢山あるわけで、小さな会社にはそんな詳細な会計基準は必要ないよという議論がございますよね。ですから中小会社向けの会計基準をつくった方がいいのか、あるいは別途つくるのではなくて、会計基準の適用上自分で判断、選択をしてモディファイを

すると。そういうようなこともあると思うのです。ですから、監査基準の方も、大きな企業を対象とする監査基準だということであれば、それでは小さい対象に対しては別途簡易な監査という違う用語になってしまうかもしれませんが、そのようなものを別途つくるのか、お聞きしたいと思います。

○池田企業開示参事官 まず、今のご質問の最初のところで、大きい方向としてそういう個人事務所、共同事務所のことをどう考えるのかということは、それ自体大きな政策課題だとは思いますが、この企業会計審議会自身は監査基準、監査を実施する基準を実際に策定し、それが実際の監査ルールになっていくという立場での議論だと思いますので、将来の方向性はどうかという政策はもちろんあるのだらうと思いますけれども、現実にはそういう共同事務所、個人事務所が存在しているわけですし、そうしたところも含めて監査の基準をまさに策定をするわけですから、将来のあり方としてのお考えはいろいろあるとは思いますが、現実にはそういう監査の主体がある中で、やはり基準というのはそういったものの存在を前提に考えていかなければ、実際に実務が回らないだらうというふうに思います。

それから、そうした中で監査の手続のありようとしては先程、部会長がおっしゃったように、監査の大小にかかわらず基本的なこういう方向性というのはおさえて頂くことが望ましいことだらうと思います。そこには異論がないのですが、他方、同時に監査基準というのは大変監査をしていく上では重要なルールとして各監査人の方に受けとめられているので、今年の初め、2月だったと思いますけれども、近畿地区に私、お邪魔して地元の公認会計士協会の幹部の方と意見交換をさせて頂いたのですが、そのときにまさにその監査基準というものは監査の大小を問わずすべての監査に適用されるものだという理解のもとで、例えばマンション管理組合の任意監査になると思いますけれども、そういうものをやるときでも監査基準に審査を受けなければならないと書いてあるので、わざわざその第三者の方に頼んで審査をしてもらっているのだけれども、本当にそんなのは意味があるのだらうかというようなご質問も頂いたのも事実です。

したがって、大きい考え方はまさに部会長がおっしゃったようなところだとは思いますが、現実には全国規模でかなり重いものとしてこの基準が受け入れられ、適用されているので、まさに今、黒川先生がおっしゃったように、現実には監査に大小があるという中で、その現実的に妥当な、余り硬直的でない運用も確保していく必要があるだらうと思いますので、その辺は基準自体に盛り込むことができるのか、この基準を説明していく中でやっていくのか、あるいは公認会計士協会の方の実務の問題なのか、いろいろな対応の仕方はあるかと思いますが、黒川先生がおっしゃったようなことは十分留意しながら基準の設定あるいは基準の説明、運用

に努めていく必要があるという問題意識は、私どもも共有するということでございます。

○山浦部会長 よろしいでしょうか。時間も迫っておりますので、続きまして当初、四から八の部分という、「倫理」から「監査実施者の選任」ということでまとめさせて頂きたいということをお願いしたけれども、あわせて十二の「品質管理審査」のところまで、つまり四から十二、ここまで皆様の方からご意見を頂ければ幸いです。

関委員、どうぞ。

○関委員 少し、素人っぽい話で的外れだったらお許し頂きたいと思うのです。この「人事」あるいは「監査実施者の選任」、「監査人の選任」含めてだと思いますが、「監査人の選任」というようなことについて、私はこれは7年ですか、今、任期が7年、とにかく一回監査人を選任するわけですね。選任して、そしてそのときにその監査人の人たちの資格要件はどうかと、この議論は当然するわけですが、しかしながら実際に監査計画をつくって行くというようなことになるという問題が、やっぱり監査計画の上ではこういうところにポイントを置いてやっていかなければならないという問題も出てくるでしょうし、あるいは監査を実施する過程で、いろいろな実は大きな問題が続々として出てきて、これは今の監査の体制ではとてもだめだというようなことだって出てくるのだと思うのですね。

ですから、一定の監査人を選任して、そして品質管理する仕組みを基本にして、しかし、その監査人がここにいますように、ほかの人たちと相談していいという枠組みになっているわけですが、その企業経営なんかのアナロジーでいきますと、やはりそこで臨機応変にというか、ここでは監査の品質を高めるということが一番重要なことですから、やはり臨機応変にその辺の責任者をどんどん変えていくとか、あるいはプロジェクトチームをつくるか、静態的な対応では無理だという判断をしたときには、人事を実はどんどん変えていく、あるいは監査人や監査実施者というものを換えていく、あるいは補強していくというようなことをしなければいけないわけですが、その辺のところの担保というのはどういうふうにお考えおいたらいいかと、こういう質問であります。

○山浦部会長 事務局の方からお願いします。

○野村企業会計調整官 ただいま関委員の方からご質問のありました件につきましては、現在の監査基準の中でも実施基準というのがございまして、その中で監査人は監査計画の前提とした、この横長の資料でいきますと、資料2の4ページの下の方でございまして、6というのがございまして、監査計画の前提として把握した事象や状況が変化した場合、あるいは監査の実施過程で新たな事実を発見した場合には、適宜、監査計画を修正しなければならないというこ

とで、今、関委員おっしゃられたような事態が発生したような場合には監査要員とか監査チームの構成、そういったものも含めて監査計画を見直して修正をするといったような形で規定されているところでございます。

これは、次回等でもご議論頂くような形になると思うのですが、ビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチの考え方というのを考えたときに、こちらの監査計画に関しましても今回、改訂してはどうかといったご意見も頂いているところございまして、今、頂きました点も含めまして、監査計画の修正ということにつきましてはそちらの素案の方に盛り込ませて頂くことを検討させて頂きたいというふうに考えているところでございます。

○関委員 私が申し上げているのは、監査計画を修正するというような事態に陥ったときに監査人の選任そのものに遡るということ、私は考えなければいけないと思っております、実はそういう意味では友永先生や皆様がおっしゃっている様に本質的には組織監査ではないかと思っておりますけれども、そこまで議論は広げないにしても監査人を変えるということをごここで含んでいるのと理解していいのかどうか、そういうふうに理解するのなら、きちっと書かなければいけないのではないかとことを言っているわけです。

○池田企業開示参事官 今、関委員がおっしゃったように、ここの七あるいは八あたりが、最初に選任してしまえば、それで要件を満たしているというふうに読まれてしまわないか。むしろ、その人事とか、選任とか、もう少し継続的なことなのではないかということだろうと思えます。ご指摘も踏まえて、国際監査基準の内容等の整合性も照らし合わせながら、工夫ができるかどうか検討させて頂きたいと思えます。

○山浦部会長 友永委員、どうぞ。

○友永委員 今の選任というのは、言葉がちよっと。監査人の選任という感じになると思うのですが、これは監査チームへの配属の問題ではないかと思うのですけれども、それでよろしいわけですか。

○山浦部会長 ちょっと私の方も関委員に立ち入りたかったのですけれども、つまり……

○関委員 私が申し上げているのは、チームの中の話ではなくて、もう少し責任者を踏まえた体制、まさにサイナーというか、そのところの体制をどうするのかと、こういう補助者の話はどうでもいいと言ったら極端ですけれども、どうでもいいのでありまして、大きい枠組みのところの議論はどうかと、こういう問題意識であります。

○山浦部会長 要は、実施責任者から始まって全体の監査人の体制全体、そこまでこの状況によっては変えるというか、要するにそれに臨機応変に対応するという、そういうご趣旨ですね。

○関委員 はい。

○山浦部会長 わかりました。

逆瀬委員、どうぞ。

○逆瀬専門委員 ちょっと重複することかもわかりません。資料の3の2ページの漢数字の八、「選任」のところです。必要な能力、適性、これは異論もございませんが、かつ十分な時間を確保できる人というようなことが改めて記載されているわけですけれども、現在の実務において、十分な時間も確保できない人が選任されている実態があるために、こういう表現が入ったのかどうか。

それから、このページの下に十項で相談という手続が入っている。判断が困難な事項、見解が定まっていない事項を解決するためにと記述されている。会計士さんに監査をお願いしても実はわからないことがある。そのときには内外の適切な者と相談、そしてその結果に適切に対応するとある。これは非常にわかりにくい面があります。監査事務所外の人に相談してというように読めるのですが、これは通常監査契約を結んでいるクライアントと監査法人の間では想定していないのではないかと。予測可能性の問題にもなりますし、果たしてそういうことが制度上成り立つのかどうかというちょっと危惧があります。また、最後のページの十四項には「不服と疑義の申立」という手続が記述されているが、具体的に想定されている内容が必ずしも明確ではないので、あわせてご説明頂ければと思います。

○山浦部会長 十分な時間の確保という点については、その実態を踏まえるというのは、要するにあるべき姿としてそうあるべきだという話ですので、その逆瀬委員がご指摘のような実態があるかどうかというところは、ここではくんでおられません。ただ、少なくとも監査人として引き受ける限りは、やはり十分にその監査業務に精進できるというか、専念できる、そういう人が当たるべきだと、こういう趣旨であります。

それから、2番については、相談というのは企業側、逆瀬委員もそうですけれども、要するに監査を依頼する側からはご指摘のような疑問があるかもわかりませんが、実態からしますと監査事務所、例えば監査法人等で対応していることからしますと、特に会計の将来事象の見積りと、いろいろな難しい判断がありまして、これは監査実施責任者といえども個人ではなかなか的確な、100%確実な判断がしにくいと。そういったときには、よりの確かな判断をするために監査法人内部でその問題について協議すると、こういう仕組みを一般にとるところですね。

それから、場合によっては監査意見について、その法人なり事務所なりでまた別の審査を受



けて、そして判断が適切であったかどうか、それについても議論を交わすと。こういうのが、当たり前というか、それが品質管理の一つの重要なファクターだというふうに理解しております。そういった意味では、企業側からご指摘の点、先程申し上げたのはわかるのですが、品質管理という点からすると、むしろこの相談という仕組みは非常に重要なファクターではないかというふうに私どもは理解しているのですね。

それとあともう一つ、不服と疑義について、このあたりはご指摘の点、今の私の答えも含めましてもう少し明確に逆瀬委員のご疑問が、いわば文章表現上でご理解頂けるような形で直すということで検討させていただきます。いかがでしょうか。

どうぞ。

○逆瀬専門委員 今言われた事例は、例えば見積りの問題で最近では年金会計などいろいろ難しい問題がある。見積りを第三者に委嘱というケースであれば、また別のもっとはっきりした言葉遣いがあるわけで、相談という話になると非常に話が広がってきて、当事者以外の第三者にも話が行くというようなこともここで明確に読み取れますので、先生言われたとおり、監査法人内の話としてよろしくお願ひしたいと思います。

○山浦部会長 黒川委員、どうぞ。

○黒川委員 細かい文章ですが、六の「監査の受任及び契約の継続」でございますけれども、ここはリスクを評価し、それと当事務所の資源とか、広く能力及び人数とか適性というような人的支援ですね、そういうようなものを両方含めた上で新たに結ぶか、あるいは既存のものは継続するか。こういうことを言っているのではないかなと、こう思うのですが、文章を見ると「評価するとともに、監査実施者の能力及び適性等を確保し」という言葉なので、今私が理解したようものと状況を勘案しとか、確保の状況を勘案しとか、そういうような文章になるのかなというふうに思うのですが、そういう理解でよろしいのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○山浦部会長 どうぞ。

○野村企業会計調整官 黒川委員のおっしゃられたとおりでございます、リスクを評価した上で監査実施者の能力とか適性等も勘案しまして、おっしゃるように受任ですとか継続の是非を判断するというところでございます。表現の方は少し工夫したいと思います。

○山浦部会長 加藤委員、どうぞ。

○加藤臨時委員 2点あるのですが、1つはこの九の「監査の実施」のところなんです、ここには、例えば2番目に「監査事務所は、監査手続書等を整備するとともに」ということで非

常に細かなことが書いてあるのですが、この品質管理基準の方に含めるこの監査の実施というものと監査基準そのものの実施基準、監査の実施というこの3番ですね、これとの整合性というか、関連性がいま一つはつきりわからないところがあって、監査基準の方では監査計画を立ててリスクモデルに基づいて云々と言っているわけですね。それに対して品質管理基準の方でも監査手続書云々というようなことで何かダブっているようなところもあって、この監査の実施というのは品質管理に関すること以外のことまでここに述べているような気がするのです、この辺は今後詰めていくときの文章の整合性はご検討されたらいいかなという気がします。

それから、この3ページの審査体制のところですが、十一の「意見の相違」と、十二、「品質管理審査」というところの、ここの全体的な意図していることを確認したいのですが、品質管理審査といった場合にどういうことを想定されているかということなのですが、それぞれ監査法人によってやり方が違うと思うのですが、何十人もいるような大きな審査部門があり、かつそれとは別に個々のエンゲージメントにレビューアと言われる、これも呼び方がいろいろ事務所によって違うのですが、コンカリングパートナーと呼んだりレビューアと呼んだりしているんですが、個別のエンゲージメントについて独立の立場から個人の人が審査をします。こういう組織的な審査と個人的な個別的な審査と二本立てでいっているのが普通ではないかと思えます。あるいは、場合によってはどっちからというようなことですね。

それで、ISQC1の方は、これ解釈にもよると思うのですが、どちらかと言うと個人による審査ということで、ここの例えばISQC1の57の中、あるいはその他にも品質管理審査担当者という特別の人の名前が出てきて、英語でエンゲージメント・クオリティ・コントロール・レビューアという人が出てくるのです。そして、この人の資質はどうだとか、資格はどうだということが出てきて、ISA220の方では個々のエンゲージメントにこういうエンゲージメント・クオリティ・コントロール・レビューアを選任しなさいという位置づけになっていますので、明確に個人の人が個別の監査業務を独立の立場から審査するというたてつけになっているような気がするのです。

ちょっと内輪話ですが、私どもが所属しているピックフォーも、つい最近このISQC1、ISA220を取り入れてマニュアルを改訂する。その中で、今後エンゲージメント・クオリティ・コントロール・レビューアという制度をきちんとつくって、その範囲を、責任の範囲とか、仕事の範囲を従来の私どもが呼んでいたようなコンカリングパートナーというようなものとは改めると。それは国際監査基準に対応するものだというようなことで今、研修が始まっていますし、日本にもSECの会社とかにはそういうふうにしなさいという指示が来ているのです。

そういうこととの兼ね合いで、この今の素案の中で考えられている審査体制というものはどう  
いうことが想定されているのか。私の解釈したところではこの十一の1のところ、「監査事  
務所は、監査実施者間及び監査実施者と品質管理審査担当者等との間の意見の相違」と書いて  
いますけれども、この「等」がどこに引かかるのかなと思ったんですが、この品質管理審査  
担当者等ということで幅を含ませて必ずしも1人ではなくて組織的にやる場合も含むという意  
味での「等」なのか、前の方の実施者とか監査実施者等も含めての「等」なのかよくわからな  
いんですが、この辺、これから例えばこれを受けて協会で実務指針をつくる場合、どうい  
うスタンスでつくったらいいのかというようなことと、これから友永さんの方でやるのでし  
ょうけれども、品質管理レビューなんかをやるときに、どういう審査体制ならいいのかとい  
うような判断をするときに、どっちでもいいと言うのか、特定の1人の人にするのか、その  
辺は何かお考えがあるのかどうかちょっとお聞かせ願いたいのですけれども。

○山浦部会長 この今の素案をつくるに当たって、現在の監査法人、特に監査法人の品質管理  
のためのこういった審査体制、これを前提にして書いたと。これが偽らずのところですね。  
あわせてやはり事務所の規模等によって、それこそそういったしっかりした審査体制を持  
っているところもあれば、そうではないところもあると。さらに申しますと、今ISQC1で  
ご指摘のように特定の責任者、レビューアを置くという仕組みがあると。そういったこと  
を考えますと、この基準そのものが少し幅広にスタンスを構えているといった方がい  
いかもわかりませぬのですね。ただ、ご指摘の点は当然協会の方の実務指針の書きぶり  
とか、あるいは品質管理体制に対する協会の指針にかかわってくるところでもあります  
ので、これはご指摘の点を踏まえまして検討させていただきます。

引頭委員、どうぞ。

○引頭委員 ひとつ細かな書きぶりの話ですが。十二番の「品質管理審査」のところ  
で、今、加藤委員もおっしゃったレビューア制度で見ているわけですが、品質管理  
審査の内容については、結局監査調書に書いてあるかどうかでしたね。それがなければ、  
レビューアは判断できないという実態があるかと思います。書きぶりとしては、「保  
存されるよう図らなければならない」となっており、意見の相違のところも十一の1  
で「図らなければいけない」となっています。多分「図らなければいけない」とい  
うのは、意見の相違のときにはなるだけ近づけるという意味でしょうし、十二の場  
合にはやっぱり残してもらわなければ困るということで、要するに努力していれば  
いいといった軽いニュアンスに聞こえます。十五の「品質管理の記録」のところも  
同じ書き方になっていますが、必ず事務所として責任持って、義務として行

なうだという形にして頂きたいと思います。

○山浦部会長 その点については十分検討させて、反映させて頂きます。

友永委員。

○友永委員 監査基準との関係になるのですが、今の品質管理審査のところと監査基準の方の7ページの意見表明に先立つ審査と、このつながりといいますか、完全に重なるものというふうに解釈していいのか、あるいはどちらかが大きいものだと考えるべきなのか、そこら辺のつながりをちょっとご説明頂きたいと思うんですが。

○山浦部会長 これどうしましょう。事務局。

○野村企業会計調整官 今お話のございました報告基準の中の意見表明に先立つ審査と、ただいまの品質管理審査でございますが、基本的には今友永委員おっしゃった後の方でございます。基本的には重なるものということでございます。それで、こちらも一般基準と同様でございますが、品質管理の方とつなぐというと変ですが、そちらに規定がされている品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならないという、いわばつなぎの規定を置いているというのが報告基準の方の規定ぶりでございます。基本的には重なるということでございます。

○山浦部会長 どうぞ。

○友永委員 ご趣旨はわかったのですが、そうすると品質管理の方針と手続に従った適切なものというのは意見表明に関する審査の中身のことを言っているように思うのですが、それと品質管理審査という言葉、それ自体は直接には結びついていないような感じがするのですが、それはご検討頂ければと思います。

それと、これも相談のところの3ページで、ここでは語尾の問題、先ほど引頭さんがおっしゃったようですが、この上から3行目、ここでは、これは主語が監査事務所ですけれども、「適切に相談がなされ、その結果に適切に対応されていることを確かめなければならない」、これは事実といいますか、実際にそうなっているかどうかの確認ということで事後点検に近いような感じがするのですが、ここはそういうシステムをつくるという意味でも「図らなければならない」ではなくて、ここでは「確かめなければならない」というふうなことなのか、そこら辺が、例えば意見の相違のところでは「図らなければならない」と、それが意見の相違が結果としてどうだったのかという方が、むしろ確かめなければならないのかなという感じもいたしますけれども、いかがでしょうか。

○山浦部会長 先程の引頭委員のご意見も含めまして、それは検討させて頂きます。確かに

う少し統一的な表現なり意図なりがはっきりと外に出るような形の文章がいいとは思いますが。

町田委員、どうぞ。

○町田専門委員 今の相談のところだけお話しさせて頂きたいと思います。恐らく友永委員のご指摘は、「確かめなければならない」という、その手続だけなのか、というご意見だったかと思います。私の理解では、ISQC1の方もそうですし、ISAの方もそうですけれども、この相談のところは、少なくとも監査の実施者が自分自身では解決できない問題に対応するために、まず監査事務所の中にそれに対応するリソース、あるいは特定の部門を備えているということ、そしてその部門等に相談をした場合に問題の解決がどういう形で図られるかということ、をあらかじめ品質管理の一環として定めておかなければいけないということ、そして最終的にその結果を、ここでは対応という言葉になっていますけれどもISAの用語では「実施する」ということでして、最終的にその決められた手続に従ってその相談の結果を必ず実行しなければいけないという、以上3つのことが含まれるような相談という新しいカテゴリーが示されているものと思います。したがって、この点についてはもう少し本日の案を検討する必要があるかなというふうに思っております。

○山浦部会長 友永委員。

○友永委員 すみません、4ページの十七の「共同監査」のところ、先程の野村調整官のご説明ではよくわかったんですけども、この文章を2行目の同一の品質管理の方針と手続という言葉では、先ほどのご説明では2つの事務所、それぞれ自分の品質管理の基準に則って相手方の仕事もきちんとなされていることを確認しなさいという意味にご説明があったと思うんですが、ここでは品質管理の方針と手続が同一という意味にとられかねないと思いますので、ちょっとこの書きぶりもご検討頂ければと思います。

○山浦部会長 今のご趣旨のところはわかりましたので、もう一回それは検討してみます。

今、十七の方にご指摘があったのですが、十三の「監視及び監督」から最後の十八の「中間監査」まで、ここまでご意見がございましたら。

加藤委員、どうぞ。

○加藤臨時委員 最後の十八ですが、これと関連するというので今後出てくるかもしれない「保証業務の関連性」ですが、先程これ全体をどういう位置づけにするかにもよると思うのですが、先ほど同じようにということで中間監査も内部統制もレビューもこんな形で、「本基準に準拠しなければならない」というような位置づけにすれば、今後拡大するものについても対応できるのではないかというお話があったのですが、中間監査は正規の監査、年度監査と比べる

と保証の水準が違ふとか、監査意見の内容も有用な意見への表明ということでフレームワークがやはり違ふのだと思うのですね。特に日本独特の中間監査、ところが今、私どもが検討しているこの品質管理の基準というのは、国際的なレベルでのISA220とISQC1を参考にしている国際的なレベルでの品質管理を検討していると。そういうところに国際的にはない日本の独特の保証のレベルも違ふ有用な意見というようなものにまで、ただ単にこの1行で「本基準に準拠しなければならない」で当てはまるのかどうか、その辺はもう少し慎重にご検討された方がいいかなという気がします。

同じように、内部統制にしても、レビューにしても、どのようなフレームワークで、どのような意見形成とされるのかということがわからない段階で、やはり同じように「準拠しなければならない」だけですむのかどうか。この辺はそちらの方の動きも踏まえた上で、今後検討していく必要があるかなという気がします。ただ、そういうことも今から考えると、これの位置づけというものを、これから出てくる新しいものについて対応できるような形のあり方というものは今から検討しておく必要があるかなという気がします。

○山浦部会長 大きな枠組みにかかわるところですので、基本的にはこの実務指針レベルで細かい対応がなされると思いますし、中身は御存じのように、特にブラック・レタリングを中心にしておりますので、かなり適応力と申しますか、カバーリングしているのは概念的には幅広いのですね。恐らく、そこまで書き込めるかどうか。場合によっては中間監査なんてそんな別の品質管理基準があるのだというような仕組みになるかどうか、そのあたりは検討させていただきますけれども。

どうぞ、岸田委員。

○岸田臨時委員 今の「中間監査」に関連してですが、準拠という言葉に置いておけばけんかなくていいと思う。ただ一つちょっと問題は、今度新しい会社法というのが恐らく6月末ぐらいに、あるいは7月初めにできると思うのですけれども、そのときに新しい制度として臨時計算書類制度というのができまして、それは中間ではないのですけれども、例えば3月に終わった後で、その翌年までの間に、例えば剰余金を配当するというような場合に臨時計算書類をつくることはできる。そこで同時に、会計検査院の監査を受けなければならないということがあって、その基準がどうなるか全くわからないので、恐らく中間監査とは違ふだろうと思うのですが、ここで一つもしこれを入れるのだったら中間監査のところは中間監査及び臨時監査とか、あるいは中間監査等という言葉を入れておけば、恐らくこれができるころには新しい法律の中身がわかってくると思いますので、ちょっとその辺一つつけ加えさせていただきました。

○山浦部会長 貴重なご助言だと思いますので、検討させていただきます。

八田委員、どうぞ。

○八田委員 少し極めて形式的な話ですけども、最初にお配り頂いた資料1の2枚目の冒頭、九の表題が「業務の実施」になっていますが、本文は監査の実施で、監査の実施が正しいのでしょうか。IFACの方は業務になっていますけれども。

それから2つ目の、先程から相談に関して、逆瀬委員も若干ご質問がありましたけれども、これは例えば日本公認会計士協会といったところが基準を制定されていても、やはり非常に微妙な判断に悩むところの会員事務所が幾つかあるのですね。これはアメリカ公認会計士協会もそういうのがありまして、ちゃんと窓口になっていて、Q&Aコーナーがあって、そしてそれに対して答えたものをリストとしてちゃんと出している。例えば、こういう環境に置かれたときに独立性に規定する何か抵触する部分があるのでしょうか、ないのでしょうか。明文規定はないけれども、解釈上はそうですとか結構こういうのはあると思いますので、それが外ということで、だれかれ構わず相談するという話ではちょっとないと思うのですね。内部的な問題はまた法務部とか、法に関するところはコンプライアンス部門とかを事務所は持っていますから、日本の法人はそういうのが弱いというふうに一般に言われていますので、こういったことを多分念頭に置いて議論しているのではないかと思います。

1点確認したいのは、先程友永委員の方でフォローして頂きましたけれども、私、この前文規定の中にやはり合理的なというか、そういった幅を持ったというふうに理解すると緩い規定になるのではないかというような理解があるのですが、そういう文言が入っていないと、かえって硬直的な遵守になってしまうのではないか。つまり、品質管理の方針や手続が今、現在事務所でも非常にいいものができたけれども、やはり国際的な水準の中でどんどん見直していかなければならないと。ところが前文見ますと、その現行の手続に遵守していれば事足りるような考えがあるので、やはりそこに日本で言うならば、しかるべくとか、あるいは原則的とか、そういった言葉としてやはり合理的なという用語は定性的といいますか、特に品質管理の部分に関しては一言重要な文言として挿入する必要があるのではないかという気がしますが、いかがでしょうか。

○山浦部会長 この品質管理についても100%品質管理の責任を果たせと、恐らく大きな事務所等ではそういうことはなかなか難しいかなと。それから、こういう書きぶりになりますと、要するに規則集みたいな形で硬直的な何々しなければならぬ、何々しなければと、具体的な手続とかシステムづくりのマニュアルみたいな形で受けとめられがちで、問題は成果なのです

ね。やっぱりそういった意味では、これをそういう意味も反映できるような表現ぶりも恐らく合理的保証ということの中に入っていると思うのですね。数人の委員の方からこれについてはご指摘がありましたので、これをどうするかについては当然我々として検討させていただきます。

引頭委員、どうぞ。

○引頭委員 また、細かいことかもしれませんが、十七の「共同監査」のところですか。先程ご説明頂いたように新しいやり方ということで「相互に確認しなければならない」で最後終わっているのですが、やっぱり先程友永委員が少しおっしゃったようにただ確認だけではなくて、証拠なり何なり残さなければならないと思いますので、少しここは踏み込んできちっと書かれた方がいいのかなと思います。

○山浦部会長 ありがとうございます。そうですね、これ検討させていただきます。

ほかにございませんでしょうか。どうぞ、加藤委員。

○加藤臨時委員 すみません、1つ。やはり共同監査のところなのですが、先程のご説明ですと、例えば大監査法人同士の場合でもAという監査法人は自分たちのものを持っている、Bという監査法人も自分たちのものを持っている。それぞれでやっているだけで、ここに「相互に確認しなければならない」という、ただこの文章を読みますと、「本基準に準拠し同一の品質管理の方針及び手続に従って監査が実施されていることを、相互に確認しなければならない」ということは、要するに同じ品質管理の方針と手続を持つと、2つの監査法人は、自分たちのものを持っていて、自分たちとして優れたものを持っているとされていて、それぞれで監査してお互いにそれに従っていますかということ、相互チェックするという意味だけなのか、あるいは本基準に準拠し、同一の品質管理の方針、手続に従ってということ、中を見ると全部方針と手続を定めなさいと書いていますよね。ということは、2つの監査法人が同じ方針と手続を定めろということまではこれは言っていないのですよね。

○山浦部会長 これ共同監査の実態からしまして、それぞれの監査事務所が独自の品質管理基準を持っている。それはそれでわかるのですが、ところが最終的な結論を出す段階で、例えばすり合わせとか、その意見に対して果たして事務所相互でこれを的確にチェックし合って、そして意見の最終表明に責任を持てる体制にあるかどうかということについてちょっと議論といいますか、我々コア会議の席でも議論をやりました。ただ、これ実態としてそういうものがあるかどうかというのは別として、少なくとも共同監査であっても最終的な意見の表明に当たっては一つの品質管理の、いわば基準というか、レベルといたらいいんでしょうか、達成度といいましょうか、それは確保すべきだ。そのためのアプローチとしては幾つかのアプロ



一チがあるかどうかわかりませんね。ただ監査事務所、例えば大手の監査法人、4つの法人が共同監査、例えば2つのうち2つがやると、同じ品質管理基準を共通して持てと、そういうことまでは言っておりません。ただ、ご指摘の点がうまく言葉として反映できるかどうかについては、またこれは検討させていただきます。

どうぞ。

○加藤臨時委員 というのは、たしか最初のころ、ほかの先生の方からこの共同監査の問題点として個人と個人、個人と大法人、大法人と大法人、いろいろ調べて、大法人の場合でも問題があるようなことをおっしゃって、それぞれの大法人が自分たちの品質管理基準だけでやっているという、要するに1つのエンゲージメントなのだから、1つの品質管理基準がなければいけないのではないかというご発言があったような気がしたから、それとこれを結びつけると共同監査については一つのものをつくる必要があるのではないかということまで思ったものだから。

○山浦部会長 恐らくそのあたりは共同監査のあり方というのでしょうか、これと関連でもう少しここを検討し直す必要があるかもわかりませんね。

そろそろ時間が来たのですけれども、多々ご意見がおありだということはわかっております。それで、細かいところについてのご意見はまた別途事務局あてにご提出頂きたいと思っておりますけれども、1点だけ時間をほんの少々頂きたいのですけれども、最初にこの品質管理基準の、要するに位置づけですね、これを最初に事務局の方でご紹介しましたように監査基準の中に第五として入れ込む、それから品質管理基準として要するに独立させる。もちろん、それは監査の基準ではあるのですけれども、品質管理基準として独立させる。それから、監査基準の本体に対する仲介としてこれを位置づける。こういった案が出されたと思います。この品質管理基準については、できれば先程ほかの保証業務に対する品質管理というカバーの問題もありまして、これをできれば独立させたい。言ってみれば、今の国際基準で言いますとISQC1と同じような位置づけといいたいでしょうか、こういう形でしたいと思うのですけれども、この点特に異論等、ご意見等ございませんでしょうか。

どうぞ。

○八田委員 具体的に独立させるとはどういうことでしょうか。最初に事務局が提示された3つの中の五番目に入れるのか、注解に入れるのかという……

○山浦部会長 品質管理基準として、よろしいですか。

どうぞ。

○関委員 少し教えて頂きたいのですが、この各ファームがつくる品質管理システム、これの妥当性というのは、監査という言葉がいいかどうか分かりませんが、誰がするのか。それは審査会だということに理解していいのですか。つまり、今度独立してつくる品質管理基準というものは誰がそれを持って、誰が監査ファームに対するオディットを与えるのだと、こういう質問です。

○池田企業開示参事官 現在の制度を前提に考えると、一義的には日本公認会計士協会の方でやっておられる監査についてのレビューの役割だろうと思いますし、その公認会計士協会によって行われたレビューは、今、関委員がおっしゃったように公認会計士・監査審査会の方がそれをさらにモニタリングをされるという形でチェックされるものだというふうに理解をしております。

○山浦部会長 加藤委員、どうぞ。

○加藤臨時委員 私は、この3つの案で仲介にする案はやはりこの重要性からして、それからほかの監査以外の業務も今後入ってくるということを考えると、仲介の案は余りよくないのではないかなという気がします。

それから、監査基準の中に第五の基準として入れるという面もやはり似たような理由で、少し位置づけが余り合理的でないかなという気がしますので、私はやはり品質管理基準として独立させて、それで事務所全体としての品質管理の部分と、それから個々の業務に関する品質管理の部分と分けて、当面は監査に関してだと思いののですが、将来あるいは中間監査とか、内部統制とか、レビューとか出てきたら、それなりに十分検討した上で、それにふさわしい品質管理基準を個別のものとして追加していくと、そういう形がいいのではないかなという気がします。

○山浦部会長 ありがとうございます。時間も過ぎましたので、本日の意見交換についてはそろそろ終了させて頂きたいと存じます。

本日は、品質管理に関する基準の改訂素案についてご審議を頂きました。この品質管理に関する監査基準の改訂案につきましては、本日ご審議頂いた皆様からのご意見を踏まえまして事務局で再度整理させて頂きたいと存じます。さらに、次回の部会ではビジネス・リスクを重視したリスク・アプローチに関する監査基準の具体的な改訂案をできればお示しし、ご審議を頂きたいと考えております。

次回の部会は、あらかじめご都合を伺っておりました5月23日、月曜日、これは開催しないということにいたします。その後、5月30日につきましては予定どおり午後4時から6時に開

催したいと存じます。

それでは、これで閉会したいと存じます。本日は、ご多忙の中いろいろご審議頂きまして、ご参集頂きまして誠にありがとうございました。

午後 0時06分 閉会